

和歌山県配偶者等からの暴力の防止 及び被害者支援基本計画 (改定版)

▶配偶者等からの暴力を容認しない社会の実現を目指して

令和6年4月

和歌山県

目 次

第 1 章 計画の基本方針	
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
4 計画の推進・進行管理	1
5 計画の対象	1
第 2 章 和歌山県におけるDVの現状	
1 DVをめぐる現状	6
2 これまでの取り組み	10
第 3 章 計画の方向	
1 基本的な考え方	11
2 計画の目標・施策体系	11
第 4 章 計画の内容	
基本目標 1 暴力を許さない意識の醸成	
(1) 教育啓発の充実	12
(2) 市町村基本計画策定の促進	13
基本目標 2 安心して相談できる環境づくり	
(1) 被害者の早期発見と相談の勧奨	14
(2) 相談体制の充実	15
(3) 職務関係者に対する研修	16
(4) 相談員に対するケアの充実	17
(5) 民間の支援者の育成	17
(6) 苦情の適切な処理	18
基本目標 3 安心して安全な保護の実施	
(1) 一時保護体制の充実	19
(2) 保護命令制度の利用	20
基本目標 4 自立に向けた支援の実施	
(1) 新たなくらしのための支援	21
(2) 被害者の子どもへの支援	22
(3) 施設における自立支援	23
基本目標 5 関係機関等の連携	
(1) 関係機関等相互の連携	24
(2) 民間団体等との連携	24
《資料編》	25

第1章 計画の基本方針

1 計画の趣旨

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

DVは、外部からの発見が困難な家庭内で行われる場合が多いため、潜在化しやすく、また加害者に罪の意識が薄いという傾向があり、被害が深刻化しやすい特徴があります。

DVの被害者は多くの場合女性であり、女性の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会の実現を妨げるものとなっています。その背景には、固定的な性別役割分担意識や男女の社会的地位・経済力の格差など、社会の構造的な問題も存在しています。

さらに近年は、配偶者からの暴力だけでなく、こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう面前DVなど、子どもへの虐待も併行して発生している場合や、交際相手からの暴力（以下「デートDV」という。）や同性カップル間の暴力、また、被害者が男性、外国人、障害者、高齢者、性的少数者などの場合があること、暴力の形態も、身体的・精神的・経済的・性的なものなど多様な形があり得ることに留意が必要となります。

DVの根絶に向けて、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」※¹（以下「DV防止法」という。）が制定され、被害者の保護等への取り組みが行われてきました。

本県においても、平成14年4月に和歌山県配偶者暴力相談支援センター※²を設置するとともに、平成18年3月には「和歌山県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」（以下「県基本計画」という。）を策定し、その後も、基本計画の改定や法改正に対応した被害者支援の実施など、各種施策の推進に取り組んできました。

今回、DV防止法の改正及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）の改定を踏まえ、あらためて県基本計画を見直し、県・市町村及び関係機関等が、相互に連携・協力しながら、より一層のDV防止及び被害者に対する支援の充実を図っていきます。

※¹：平成25年7月の法改正により、法律の名称が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」となりました。

※²：DV防止法に規定する「配偶者暴力相談支援センター」に位置付けられる、被害者支援の中心的役割を果たすところです。

（本県では、女性相談支援センターがその機能を担っています。）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、

- 相談対応や相談機関の紹介
- 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- 保護命令制度の利用についての情報提供 その他の援助等を行います。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、DV防止法第2条の3第1項の規定に基づき、基本方針に即して策定する県の基本計画です。
- 本計画は、「和歌山県長期総合計画」や「和歌山県男女共同参画基本計画」、「和歌山県困難な問題を抱える女性支援基本計画（仮称）」との整合性を図った計画とします。
- 本計画は、県が市町村など関係機関や民間の支援団体と相互に連携して、施策の推進に取り組むための計画です。

3 計画の見直し

計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

ただし、計画期間内であっても、DV防止法の改正や基本方針が見直された場合又は新たに盛り込むべき事項等が生じた場合に、本県施策の実施状況等を勘案し、必要に応じて見直すものとします。

DV防止法（抄）

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- ※ 同条第三項から第四項までを省略する。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

※ 同条第二項から第三項までを省略する。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

※ 同条第五項を省略する。

4 計画の推進・進行管理

- 本計画は、県民の理解と協力のもと、県が市町村やその他の行政機関、及び地域において被害者支援に取り組む民間団体等（以下「関係機関等」という。）とともに推進していくものです。
- 庁内外の関係機関で構成する「DV被害者支援ネットワーク会議」において、本計画に係る意見聴取を行います。
また、被害者支援にあたり、関係機関の連携体制の構築を図ります。

5 計画の対象

本計画における「DV」とは、DV防止法で定義されている配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）や配偶者であった者、また生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力のことをいいます。

また、それとは別に、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力（デートDV）やストーカー・つきまとい行為など特定の相手や生活の本拠を共にする親族等からの暴力、性暴力に関する施策についても本計画の実施策の一部に盛り込んでいます。

なお「暴力」とは、「身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの）」又は「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」と、DV防止法で定義されています。

【暴力の形態】

■ 身体的暴力	殴ったり蹴ったりするなど、直接何らかの有形力を行使するもの。
■ 精神的暴力	大声でどなる、無視をする、その他心無い言動等により、相手の心を傷つけるもの。
■ 経済的暴力	生活費を渡さない、仕事を制限するといったもの。
■ 性的暴力	性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しない、といったもの。
■ 社会的暴力	外出を制限する、交友関係や電話を細かくチェックするといったもの。
■ こどもを利用した暴力	こどもを利用して精神的苦痛を与えるといったもの。

第2章 和歌山県におけるDVの現状

1 DVをめぐる現状

(1) 県内の相談状況等

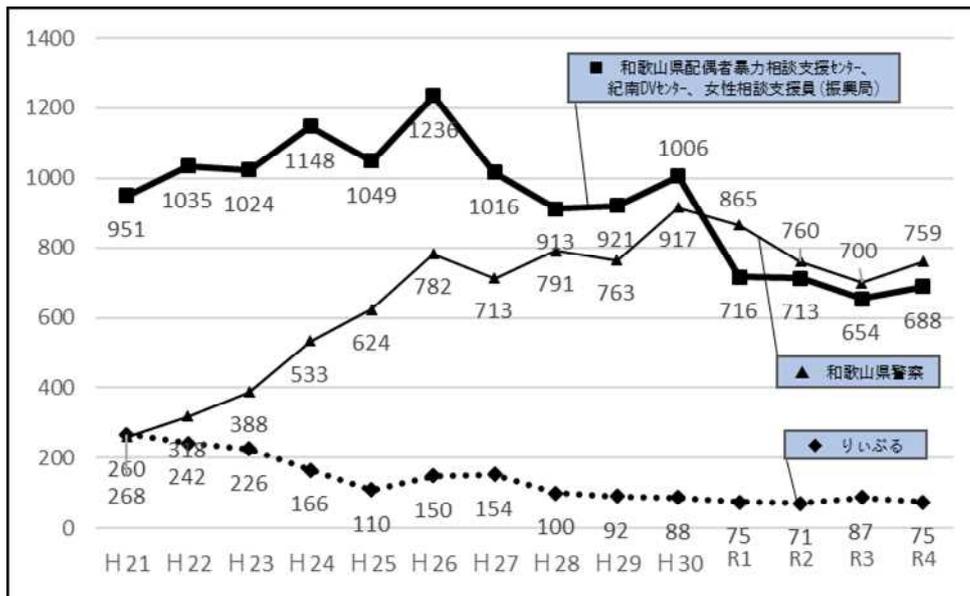
■ DVに関する相談件数

(単位：件数)

相談機関名	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
和歌山県配偶者暴力相談支援センター	627	731	578	767	696	814	763	672	687	837	520	552	478	532
DV被害者支援センター(紀南DVセンター)	26	42	54	79	72	59	84	93	98	45	47	65	42	48
女性相談支援員(県振興局)	298	262	392	302	281	363	169	148	136	124	149	96	134	108
小計	951	1,035	1,024	1,148	1,049	1,236	1,016	913	921	1,006	716	713	654	688
和歌山県警察	260	318	388	533	624	782	713	791	763	917	865	760	700	759
県ジェンダー平等推進センター“りいぶる”	268	242	226	166	110	150	154	100	92	88	75	71	87	75
和歌山市男女共生推進センター	38	26	18	32	29	20	18	29	41	43	34	35	21	24
田辺市男女共同参画センター	7	16	14	20	37	24	30	22	7	4	7	9	11	83

【県多様な生き方支援課、県警人身安全対策課、和歌山市、田辺市調べ】

※ 田辺市はR4年度から計上方法を変更。
相談内容の根本にはDVが隠れているケースが多く見られるため、DV以外の件数も含めた実件数となっています。



■うち、女性相談支援員が受けた恋人からの暴力に関する相談件数

(単位：件数)

相談機関名	年 度													
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
和歌山県配偶者暴力相談支援センター	32	34	20	34	29	41	51	63	71	54	24	40	37	39
女性相談支援員 (和歌山市、県振興局)	7	6	6	7	2	7	2	4	1	6	10	6	5	3

【県多様な生き方支援課調べ】

■DVを理由とする一時保護人数

(単位：人数)

実施機関名	年 度													
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
和歌山県配偶者暴力相談支援センター	70	89	66	91	89	90	61	59	52	76	41	38	43	46

【県多様な生き方支援課調べ】

- 令和4年度における一時保護後の住居の状況は、「帰郷」又は「帰宅」が約5割、「婦人保護施設への入所」「母子生活支援施設等への入所」がそれぞれ約2割、次いで「自立」「友人・知人宅」等となっています。

■和歌山地方裁判所管内における保護命令発令件数

(単位：件数)

内 容 (被害者本人に対するもの)	年 度													
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
接近禁止命令	32	46	22	47	45	53	40	38	42	58	44	27	21	30
退去命令	9	11	6	14	15	11	14	5	9	15	13	7	5	15
退去命令と接近禁止命令の双方	9	11	6	14	15	11	14	5	9	15	13	7	5	15

【和歌山地方裁判所調べ】

※ 「接近禁止命令の発令があった件数」「退去命令の発令があった件数」「退去命令と接近禁止命令の双方の発令があった件数」をそれぞれ計上しており、各発令のみがあったものの件数を計上していないため、一部は重複しているケースがあります。

■DV（保護命令違反・その他の法令違反）の検挙件数

(単位：件数)

内 容	年 次													
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
保護命令違反検挙(全国)	92	86	72	121	110	120	106	104	80	71	71	76	69	46
その他の法令違反検挙(全国)	1,658	2,346	2,424	4,103	4,300	6,875	7,914	8,291	8,342	9,017	9,090	8,702	8,634	8,535
保護命令違反検挙(和歌山県)	2	0	0	2	1	2	1	2	2	1	0	0	1	1
その他の法令違反検挙(和歌山県)	19	43	42	66	76	166	168	128	137	152	148	126	90	107

【県警人身安全対策課調べ(1月から12月の年次数値)】

※ その他の法令違反とは、刑法、特別法(DV法を除く)違反の検挙件数を表しています。

(2) 暴力に対する意識等

和歌山県「男女共同参画に関する県民意識調査」※からみた状況

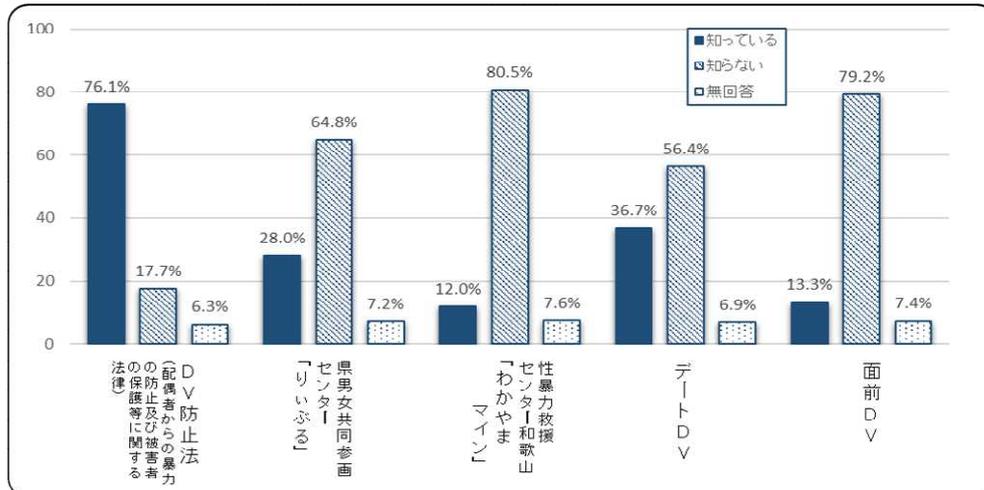
※「令和2年度和歌山県男女共同参画に関する県民意識調査」より転記。

調査時期：令和2年8月18日～9月4日

調査対象：令和2年4月1日現在の和歌山県内在住20歳以上の男女各1,500人

有効回収数(率)：1,399人(46.6%)

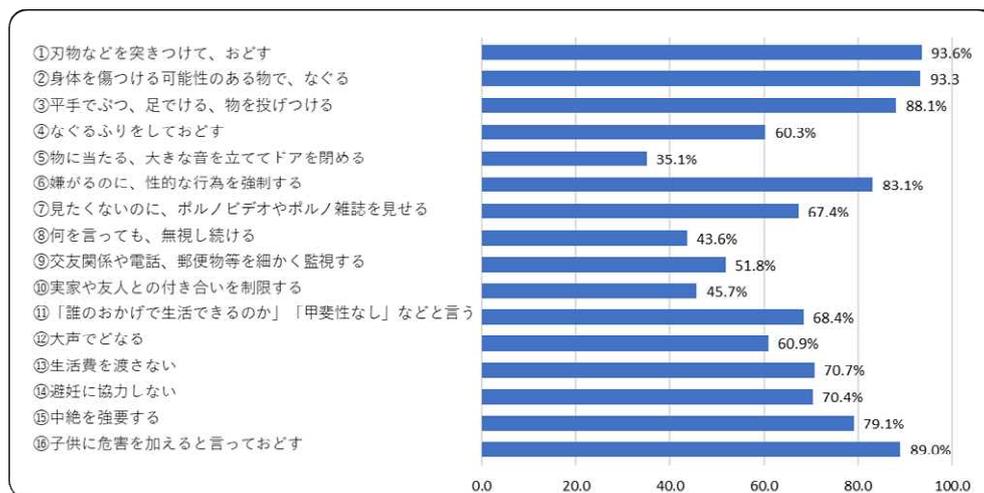
■DVに関連する言葉についての認知度



※「内容も含め知っている」又は「聞いたことがある」と回答した人の合計を「知っている」として計上

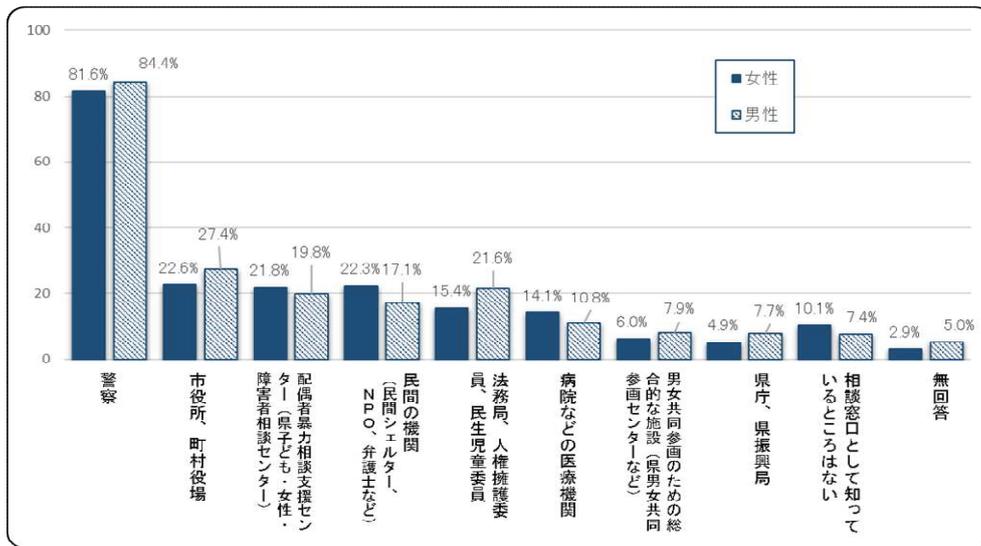
- DV防止法について『知っている』と回答があったのは7割以上と、その認知度は高まっている一方で、「デートDV」や「面前DV」などは『知らない』割合のほうが大きい状況にあります。

■暴力と思う行為のうち、「どんな場合でも暴力にあたると思う」と回答した人の割合



- 心理に影響を与える行為や行動を制限するような行為(項目⑤や⑧～⑩)においては「どんな場合でも暴力にあたると思う」とする認識がやや低くなっています。

■ 配偶者や恋人からの暴力についての相談窓口として知っているもの

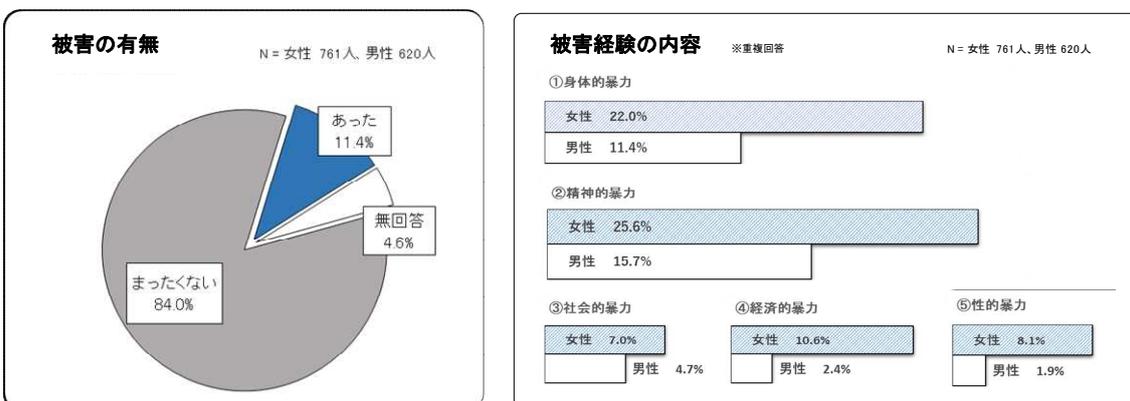


➤ 相談窓口の認知状況について全体の割合で見ると、「警察」が一番多く8割を超えており、次いで「市役所・町村役場」が2割を超え、「県配偶者暴力相談支援センター(女性相談所)」は約2割となっています。

一方で「相談窓口を知らない」と回答した人は、女性10.1%、男性7.4%となっており、前回の計画策定時よりも認知度は向上していますが、まだまだ相談窓口の一層の周知が必要と考えられます。

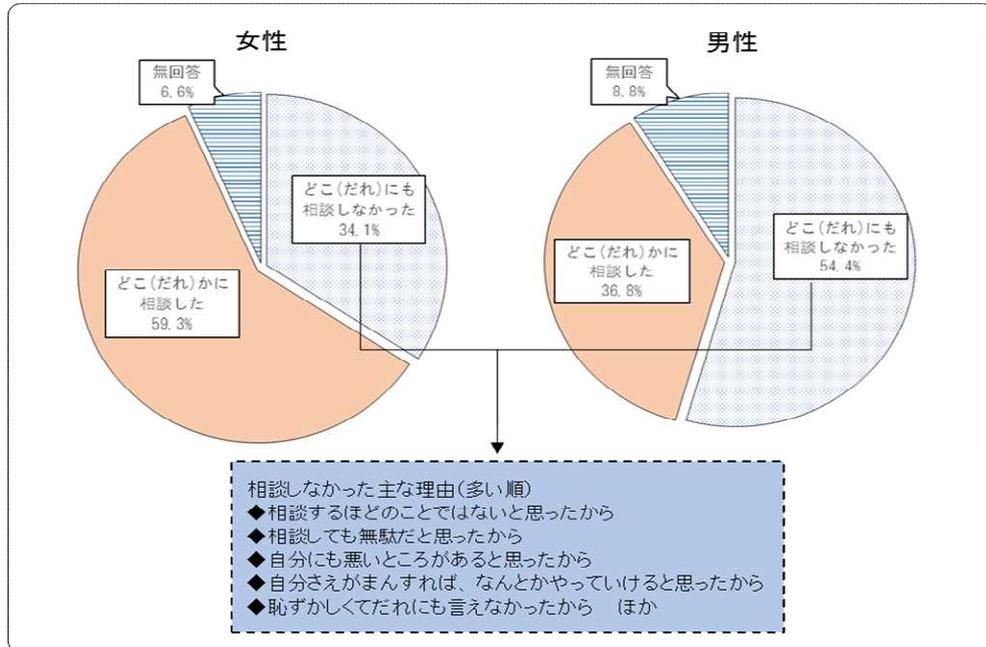
(3) 暴力の被害と相談の状況

■ 配偶者や恋人からの暴力の経験



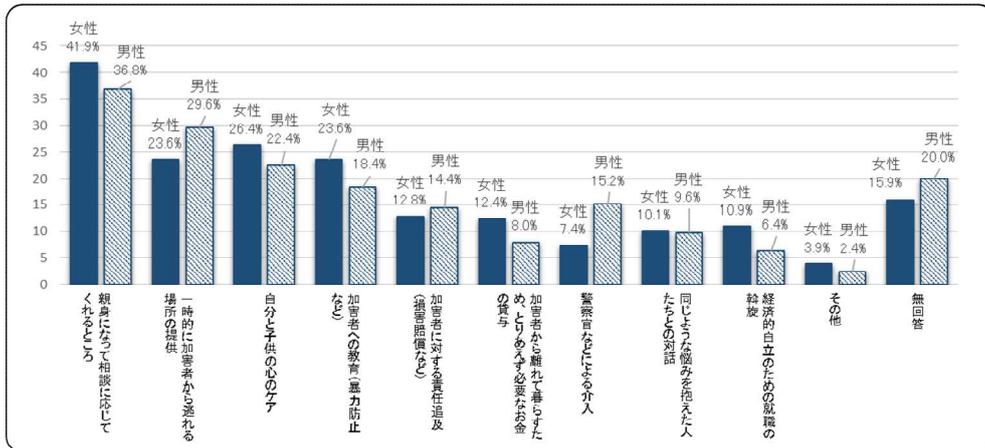
➤ 精神的暴力の被害経験があると回答した人の割合が男女ともに増えている状況にあります。

■配偶者や恋人からの暴力被害の相談状況



- 実際の相談先として多いのは、友人や知人と答えた人が33.8%、家族や親せきの人が29.1%、その次に警察で3.4%となっており、配偶者暴力相談支援センターは1.3%となっています。

■配偶者や恋人から暴力を受けたときに、実際に求める支援



- 全体では「親身になって相談に応じてくれるところ」が最も高く、次いで「一時的に加害者から逃れる場所の提供」、「自分と子どもの心のケア」となっており、性別ごとでみると、最も差がみられた「警察官などによる介入」では、男性(15.2%)が女性(7.4%)より7.8ポイント高くなっています。

2 これまでの取り組み

前計画に基づき、「暴力防止のための教育・啓発」、「相談体制の充実」、「被害者の保護・自立支援」等について取り組みを実施してきました。

主な機関の取り組みについては以下のとおりです。

[1] 県配偶者暴力相談支援センター（女性相談支援センター）及び各振興局

女性相談支援センターが本県の「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を担い、来所・電話による相談や被害者の一時保護を実施し、相談・支援の中核として、ひろく県内の事案に対応しています。

また、県内の相談体制の充実を図るため、各振興局に女性相談支援員を配置し、県配偶者暴力相談支援センターと一体となって、被害者の相談・支援にあたっています。

[2] 和歌山県警察

警察本部及び各警察署において、緊急時の暴力の制止はもとより、通報や相談への対応、被害防止策等の教示を行い、相談内容に応じて県配偶者暴力相談支援センター等への引き継ぎを行っています。

また、保護命令発令時は、県配偶者暴力相談支援センターと十分に連携して、被害者等の安全確保に努めています。

[3] 青少年・男女共同参画課及び男女共同参画センター「りいぶる」

青少年・男女共同参画課（現・多様な生き方支援課）では、関係機関等による被害者支援のためのネットワークの形成やDV防止にかかる広報・啓発を行っています。

男女共同参画センター（現・ジェンダー平等推進センター）では、男女共同参画相談員による総合相談及び専門家による専門相談（法律相談・カウンセリング・男性相談・LGBTQ相談）を実施しています。

[4] その他県関係部局

企画部人権局（現・共生社会推進部人権局）を中心として、県民一人ひとりが互いの人権を尊重することの重要性等についての啓発活動を行うなかで、DVの防止についての啓発も行っています。

また、福祉、保健・医療、公営住宅、教育等の分野で被害者支援のための取り組みを行っています。

第3章 計画の方向

1 基本的な考え方

DVの防止と被害者の保護に取り組むに当たっての基本的な考え方は次のとおりです。

- 1 DVは重大な人権侵害として、県民一人ひとりが気づき、自ら対応できるよう、取り組みを推進します。
- 2 DVを加害者と被害者の個人的な問題として矮小化せず、社会全体で受け止めて対応します。
- 3 被害者自らの意思を尊重した適切な支援を行う体制を充実します。
- 4 被害者の支援に当たっては、単一機関のみで援助を完結することは困難であることから、多様な関係機関等が効果的に連携し、切れ目のない支援を実施できるように努めます。
- 5 DVは、被害者等の生命・身体の安全に直結する問題であることから、被害者等の安全確保に十分配慮した対応を行います。

2 計画の目標と施策体系

本計画の目指すべき方向を

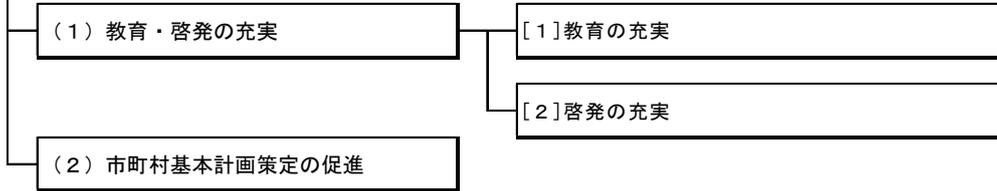
配偶者等からの暴力を容認しない社会の実現

と定め、その実現に向けたより具体的な次の5つの基本目標を設定し、個々の課題に取り組むこととします。

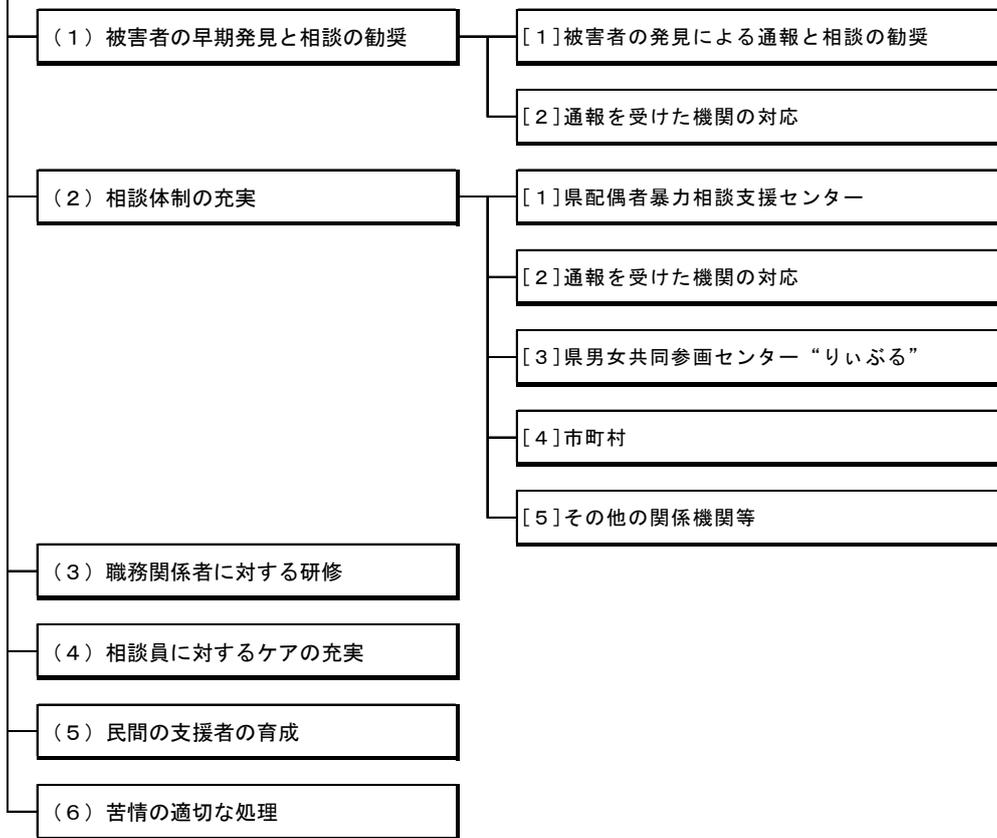
- | | | |
|--------|---|----------------|
| 基本目標 1 | ◇ | 暴力を許さない意識の醸成 |
| 基本目標 2 | ◇ | 安心して相談できる環境づくり |
| 基本目標 3 | ◇ | 安心して安全な保護の実施 |
| 基本目標 4 | ◇ | 自立に向けた支援の実施 |
| 基本目標 5 | ◇ | 関係機関等との連携 |

【施策体系】

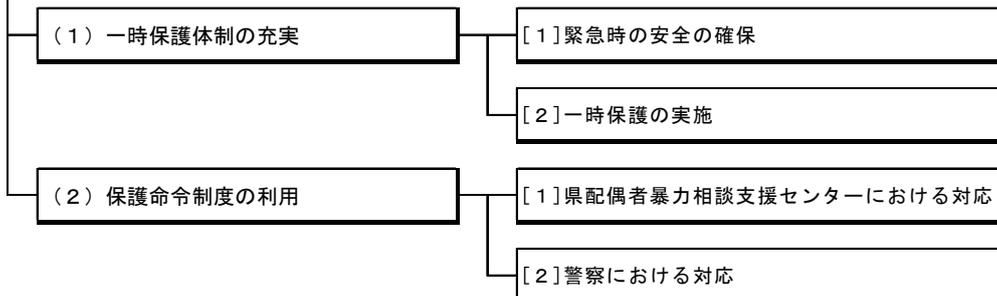
基本目標 1 暴力を許さない意識の醸成



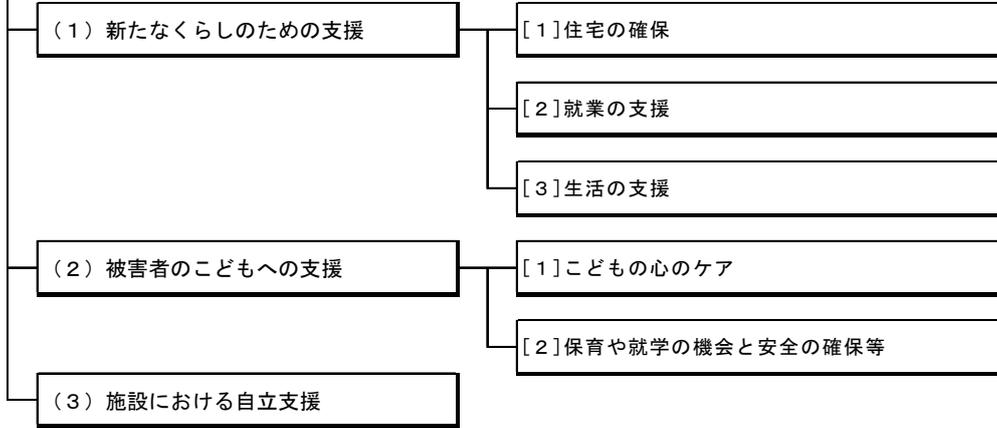
基本目標 2 安心して相談できる環境づくり



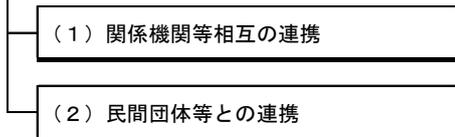
基本目標 3 安心して安全な保護の実施



基本目標4 自立に向けた支援の実施



基本目標5 関係機関等の連携



第4章 計画の内容

基本目標 1 暴力を許さない意識の醸成

(1) 教育・啓発の充実 -----

現状・課題

県の調査によると、DV防止法について知っている人は7割を超えており、DVそのものの認識は広まってきていますが、詳しい内容や、近年増えてきているデートDV、面談DVなどについては、知っている人の割合が少ない状況です。

DV根絶のためには、正しいDVへの認識をもち、社会全体で暴力全般をなくすための意識を高めていくことが重要であり、家庭や地域社会、学校教育、幼児教育など、継続した教育・啓発を行う必要があります。

具体的な取組

[1]教育の充実

- 幼児教育施設においては、こどもの発達段階に応じた人権を大切にす
る心を育む教育・保育を推進します。
- 学校においては、児童生徒の発達の段階に応じた人権教育や男女平等
の理念に基づく教育等により、児童生徒が性別にとらわれることなく互
いを尊重し、自らの意思で行動できる力を育む教育を推進します。
- 若年層を対象に、デートDV防止についての教育・啓発を推進します。
また、毎年4月にある「若年層の性暴力被害予防月間」を中心として、
性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、性暴力の根
底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などの正しい理
解を発達段階に応じて身に付けるための教育・啓発に努めます。

[2]啓発の充実

- 広報紙や交番だより、ホームページ等を活用し、DVについて気づき
を促すとともに、相談窓口の周知を図り、DVのみではなく、困難な問
題を抱える女性への支援に関する窓口や性暴力被害者救援センターなど、
被害・状況に応じた様々な相談機関があることについても併せて啓発を
行います。
また、市町村に対しても同様に、啓発が行われるよう働きかけます。

- 「女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～25日）」等において、DV防止に関するキャンペーンや講演会等を市町村や民間団体等と連携して実施します。
- 研修会等に、女性相談支援員や被害者の支援に携わる者等を講師として派遣するなどの支援を行います。
- 日本語の理解が十分に出来ない外国人に対しては、外国語パンフレットにより相談窓口等の情報を提供します。
- 障害のある人にも適切に情報提供できるよう、関係機関等に協力を依頼します。
- 地域や職場において実施される研修会等において、DV防止に関する研修が実施されるよう働きかけます。

[3] DV加害者への取組

- どういう行為がDVに該当するのかなどの広報を通じて、加害者へのDVの気づきの促進等、誰もが加害者、被害者、傍観者とならない予防啓発を推進します。

また、国が提供するDV加害者プログラム（DV加害者の再発防止のための加害者を対象とした心理・教育プログラム等）にかかる情報等について、市町村及び関係機関に情報提供するとともに、関係機関と連携しながら、実施を検討します。

（2）市町村基本計画策定の促進 -----

現状・課題

DVの防止と被害者の保護のための施策の実施にあたっては、市町村においても、住民に身近な行政主体として、国の基本方針や基本計画に基づくきめ細やかな対応が求められています。

具体的な取組

- 市町村の福祉施策等を十分活用し、地域の実情に合わせた市町村基本計画が策定されるよう働きかけを行い、市町村事業の効果的な実施による支援の充実につなげます。

基本目標 2 安心して相談できる環境づくり

(1) 被害者の早期発見と相談の勧奨 -----

現状・課題

被害者を発見した時は、配偶者暴力相談支援センターや警察官に通報することが求められています。中でも、被害者を発見しやすい立場にある医療関係者には、より積極的な協力が期待されています。

また、早期に相談窓口を利用するよう勧めることは非常に有用であり、相談自体が問題解決への第一歩につながります。

併せて、被害者の家庭では、児童虐待が存在している場合も少なくなく、両者の状況を一体的に確認することも重要です。

具体的な取組

[1] 被害者の発見による通報と相談の勧奨

- 被害者への相談の勧奨や生命または心身に重大な危害が生じる恐れがある場合や、危険が急迫する場合の通報（以下「相談の勧奨等」という。）が円滑に行われるよう、相談の手引き等を作成して配布することにより、関係者の理解を深めます。
- 医療関係者に対して、医師会や病院協会等と連携のうえ、本県における通報先と相談窓口を県内医療関係者に周知し、加害者に知られないよう留意しながら、被害者への積極的な情報提供と相談の勧奨等について協力を求めます。
- 日頃から地域に根ざした活動を行っている民生委員・児童委員等に対して、被害者の早期発見と相談の勧奨等について協力を求めます。
- 学校や保育所、幼稚園に対して、こどもの様子等からDVを受けた保護者を発見した場合には、相談の勧奨等について協力を求めます。

[2] 通報を受けた機関の対応

① 県配偶者暴力相談支援センター

- 危険が急迫している場合には警察官に通報し、被害者等に対しては、一時保護を勧めます。
- 通報者に対しては、被害者の安全確保に配慮した上で、相談の勧奨について協力を求めます。通報者の氏名等の個人情報が加害者に漏れることがないように、十分注意して取り扱うものとします。

- 被害者等の安全確保を図るため、被害者の状況に応じて市町村等関係機関等と連携して対応します。
- 同伴児がいる場合など、児童虐待にあたると思われる場合には、児童相談所をはじめとする関係機関と十分な連携を図りながら、今後の支援について協力して対応します。
- 高齢者虐待又は障害者虐待にあたると思われる場合は、被害者に対して説明を行ったうえで市町村に通報し、今後の支援について十分な連携を図りながら対応します。

② 和歌山県警察

- 暴力が行われていると認めた場合には、暴力の制止と被害者等の保護を行います。
- 加害者に対しては指導警告や事件化の検討を行い、被害者に対しては被害防止策等の教示、県配偶者暴力相談支援センターや関係機関等への引き継ぎ等を行います。

(2) 相談体制の充実 -----

現状・課題

DVの相談には、経済的困窮や性的暴力、児童虐待等の様々な問題が複雑に絡み合っている場合が多く、また、男性や外国人、障害者、高齢者、性的少数者など多様な被害者がいる中で、被害者自らの意思で問題解決をはかるためには、これらの相談に的確に応じ、必要な支援につなぐことができる体制の整備が必要です。住民にとって身近な市町村においても、同様に被害者の相談に応じることができる体制づくりが求められています。

また、被害者自身が必要なときにいつでも、情報の入手や相談ができ、専門的知識と技能に裏付けられた支援を受けられるようにする必要があります。

具体的な取組

[1] 県配偶者暴力相談支援センター

- 相談機関の中核として、紀南DVセンターや各振興局の女性相談支援員、性暴力救援センター等と連携し、相談支援を実施します。
また、これまで蓄積したノウハウを活用し、関係機関等の相談対応機能の向上を支援します。

- 心理療法担当職員の配置等により、被害者や同伴児の心のケアを実施します。
- 外国人や障害のある被害者に対しては、必要に応じて通訳等を確保して、対応するなど、相談者の状況等に応じて、あらゆる人権に配慮した対応をします。

[2] 和歌山県警察

- 被害者に対して被害防止策等を教示し、必要に応じて配偶者暴力相談支援センターや関係機関等に引き継ぎを行います。
- 性的暴力を受けた被害者等に対しては、相談者の意向を確認したうえで、できるだけ希望する性別の職員により対応します。

[3] 県ジェンダー平等推進センター「りいぶる」

- 男女共同参画相談員による総合相談、女性弁護士による法律相談、女性カウンセラーによるカウンセリング、男性相談員による男性相談、専門の相談員によるLGBTQ相談を実施するとともに、必要に応じて県配偶者暴力相談支援センターや関係機関等に引き継ぎのうえ、連携して対応します。

[4] その他の関係機関等

- 和歌山県国際交流センターにおいて、英語・中国語・フィリピン語の言語で外国人の生活相談を実施しており、DVの被害者を発見した場合には県配偶者暴力相談支援センター等に引き継ぎのうえ、連携して対応します。
- 人権局、各振興局及び公益財団法人和歌山県人権啓発センターにおいて、DVを含む人権相談に対応し、相談員が必要に応じて法律相談の案内や県配偶者暴力相談支援センター等への引き継ぎを行います。
- 被害者等支援に精通している弁護士による法律相談を無料で受けられる機会を提供し、犯罪被害者等に対する相談体制の充実を図ります。
- 民間団体等が実施する被害者等からの相談について、必要に応じて県配偶者暴力相談支援センター等と連携するよう協力を求めます。
- 市町村における相談窓口や情報提供窓口の設置を促進し、地域の実情に応じて、配偶者暴力相談支援センターとしての機能の確保が図られるよう働きかけるとともに、必要な支援を行います。

(3) 職務関係者に対する研修 -----

現状・課題

被害者の相談、保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、被害者の置かれている状況や心身の状況に配慮して適切に対応することが重要であり、被害者の人権やDVの特性について理解を深めるための研修が必要となります。

具体的な取組

- 女性相談支援員に対しては、支援技術向上のための研修を実施します。さらに、地域の相談員・支援員等に対するスーパーバイズ*能力を身に付けるための専門研修を実施します。
*高度な知識や経験に基づき、より専門的で適切な指導、支援を行うこと
- 主に交番、駐在所等に配置されることとなる警察官等に対しては、相談業務や被害者の安全確保についての実務研修を実施します。
- 市町村の相談窓口担当職員等に対しては、県配偶者暴力相談支援センター等が実践的な研修を実施し、相談対応能力の向上を支援します。

(4) 相談支援員に対するケアの充実 -----

現状・課題

相談支援員は、被害者の深刻な状況について数多くの相談を受けるうち、自らも同様の心理状態に陥ったり、被害者の状況を納得いくように変えられなかったことにより突発的に無気力状態に陥ったりすることがあります。

具体的な取組

- 相談支援員の様子の変化に十分配慮し、心理療法担当職員によるカウンセリングを実施したり、必要に応じて専門医の受診につなげる等早期発見、早期対応に努めます。

(5) 民間の支援者の育成 -----

現状・課題

加害者からの追跡を逃れるため、親類や友人等と離れて生活を行う被害者は、様々な不安を抱えています。

行政による支援に加えて、地域において、被害者に寄り添った見守りや支援が行われることが望まれます。

具体的な取組

- DV被害者支援ボランティア育成講座等を開催し、地域における支援者の育成に努めます。
- 研修会等に、女性相談支援員や被害者の支援に携わる者等を講師として派遣するなどの支援を行います。(再掲)

(6) 苦情の適切な処理 -----

現状・課題

被害者等からの苦情については、誠実に受け止め、適切・迅速に対応し、職務執行の改善に反映していくことが重要です。

また、個人ではなく組織として対応し、第三者機関も含めた苦情処理体制を検討することも必要となります。

具体的な取組

- 苦情処理体制を整備し、苦情受付担当者を設置します。
また、処理結果については、申立人に十分説明します。関係機関等に対しても、同様の対応を求めます。

基本目標 3 安心して安全な保護の実施**(1) 一時保護体制の充実 -----****現状・課題**

DVから逃れてくる被害者にとって最も必要なことは安全の確保です。被害者の保護の実施に当たっては、緊急の場合には避難場所の確保や一時保護所までの同行支援等による安全の確保が必要です。

被害者の様々な状況を踏まえて、より円滑な安全の確保を行うためには、市町村や警察等との緊密な連携が必要です。

また、一時保護については被害者本人の意思に基づき行われることとし、民間支援団体とも連携して、被害者の状況にあわせた適切な保護を実施する必要があります。一時保護施設は、心身を休め、自立に向けた準備をするための場所として、被害者や同伴児に対する医学的・心理学的なケアの充実が必要です。

具体的な取組**[1] 緊急時の安全の確保**

- 県配偶者暴力相談支援センター及び各振興局では、被害者等の安全の確保が必要な場合には一時保護を勧奨します。危険が急迫している場合は、警察と連携して対応します。

なお、被害者の状況によっては、避難場所の提供や一時保護所等への同行支援について、市町村にも協力を求めます。

[2] 一時保護の実施

- 女性相談支援センターが一時保護を実施しますが、被害者の状況を考慮して、民間施設への委託や県域を越えた一時保護にも対応します。
また、様々な配慮を必要とする被害者にも対応できるよう、多様な一時保護委託先についても検討します。
- 心理療法担当職員の配置等により、被害者や同伴児に対する心のケアの充実等、一時保護所機能の強化を図ります。
- 離婚等の問題に対応するため、必要に応じて弁護士による法律相談を実施します。
- 被害者が関係機関等への相談や手続きが必要となった場合には、職員が同行して、安全の確保を図ります。

- 外国人の被害者の在留資格等の手続きが必要な場合には、入国管理局に対して、被害者の状況を考慮した対応について協力を求めます。
- 被害者の保護を図るため、施設の所在地や同伴家族を含めた利用者に係る情報等は厳重に秘匿します。

(2) 保護命令制度の利用 -----

現状・課題

被害者の生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、保護命令制度の周知と利用のための支援が必要です。

また、保護命令の発令直後等は、加害者からの報復等のおそれが高いため、被害者等の身の安全の確保に留意することが必要です。

なお、こどもへの保護命令発令時は、教育委員会や学校、保育所等においても、加害者からの問い合わせ等への適切な対応が求められます。

具体的な取組

[1] 県配偶者暴力相談支援センターにおける対応

- 保護命令制度の説明や申立ての手続きの助言を行います。制度の利用に当たっては、裁判所との連絡調整や同行等の支援を行います。
- 保護命令発令までの間、被害者に危害が急迫していると認められるときは、警察にその旨を通報するとともに、被害者に対して一時保護の勧奨を行います。
- 裁判所から保護命令発令の通知を受けた場合は、速やかに警察と連携して被害者等の安全の確保を図ります。
- 未成年のこどもへの接近禁止命令や電話等禁止命令が発令された場合には、発令内容を教育委員会等に共有し、必要な支援を行います。

[2] 警察における対応

- 県警察本部及び各警察署において、被害者に対し保護命令制度の説明を行います。
- 保護命令発令後は、速やかに被害者等と連絡をとり、被害防止策等を教示し、加害者に対しては命令内容と違反が罪にあたることを認識させ、確実に遵守されるよう指導警告等を行います。

基本目標 4 ■ 自立に向けた支援の実施

(1) 新たなくらしのための支援 -----

現状・課題

一時保護施設への入所はあくまでも一時的な滞在であり、長期にわたり居住することはできません。

新たな生活をはじめるときの場合、住宅や生活費の確保等の課題に対応するため、配偶者暴力相談支援センターと関係機関等は相互に連携する必要があります。とりわけ、福祉制度の利用や被害者等の個人情報の保護等の生活にかかわる支援の窓口となる市町村の役割は重要となります。

また、支援は、被害者自身の意思に基づくことはもちろんのこと、被害者のこどもに対しても、その人格と権利を十分尊重したものでなければなりません。

具体的な取組

[1] 住宅の確保

① 公営住宅への入居

- 県営住宅については被害者の優先的な入居に配慮し、入居手続きに当たっては、被害者の状況をふまえ、必要に応じて保証人の連署を不要とする等の対応を行います。

また、市町村営住宅についても同様の配慮を求めます。

② 民間賃貸住宅への入居

- 住居が確保できるまで、相談者の希望に応じて、住居探しから入居まで同行等の支援をします。保証人が確保できない場合は、民間の家賃債務保証会社等の利用について助言します。

[2] 就業の支援

① 職業紹介・職業訓練

- 職業訓練や職場適応訓練等について、ハローワーク等と連携して対応します。

② 子育て支援

- こどもを預ける必要がある被害者に対しては、保育所やショートステイ等の子育て支援事業の活用について助言し、必要に応じて市町村等に引き継ぎを行います。

[3] 生活の支援

① 被害者等の情報の保護のための支援

- 追跡等による被害のおそれがある場合には、被害者やその同居者の住所等が加害者等に知られないようにするため、住民票の写しの交付や閲覧が制限されるDV等支援措置の申し出について被害者に助言し、必要に応じて市町村に対して情報管理の徹底を求めます。

なお、DV等支援措置の対象期間中に転居を行う場合、新たな市町村において、再度、DV等支援措置の申し出を行うよう助言します。

また、外国人に対しては、同居の親族等により外国人登録原票の写し等の請求可能であることから、市町村に対して情報管理の徹底について協力を求めます。

- DV等被害者からの申し出があった場合、県税に関する各種証明書等を通じて加害者を含めた第三者へ個人情報漏洩することがないように、被害者の住所を秘匿する措置を講じます。

② 医療保険等の手続き支援

- 医療保険や年金等の手続きについて助言し、必要に応じて関係機関等への同行支援を行います。

③ 経済的な支援

- 生活保護制度や児童手当、児童扶養手当等の福祉制度の利用について助言し、必要に応じて福祉事務所等関係機関等に引き継ぎを行います。

④ その他の支援

- 事案に応じ、離婚手続に関する助言や弁護士による法律相談窓口の紹介等を行います。

(2) 被害者のこどもへの支援 -----

現状・課題

DVから逃れた後でも、こどもに感情や感覚の調整ができない等の症状が残ることがあり、場合によっては被害者とこどもを分離してこどもの心のケアを行うことがあります。

児童相談所をはじめ、こどもに関わる機関は、連携してこどもの心のケアや親子関係の再構築を支援することが求められるとともに、こどもに対し、保育の機会や教育の場が確保されるよう対策を講じる必要があります。

具体的な取組

[1] こどもの心のケア

- 児童相談所をはじめ学校、保育所、幼稚園等こどもに関わる機関は、こどもの心のケアについて連携して支援します。

[2] 保育や就学の機会と安全の確保等

- 住民票の登録がなされていない場合でも、保育所や母子保健サービス等の子育て支援事業が受けられることについて助言し、必要に応じて市町村等に引き継ぎを行います。
- 転校等が必要な場合には、教育委員会等に協力を求めます。この際、被害者自身の置かれている状況を学校等に申し出るよう助言し、教育委員会等に対しては、被害者等の情報管理の徹底を求めます。

(3) 施設における自立支援 -----

現状・課題

一時保護の後も引き続き生活基盤の安定化のための援助が必要な場合、県女性自立支援施設なぐさホームや母子生活支援施設等で自立に向けた支援を行います。

また、被害者やこどもに対して心のケアを実施できる体制を整備するとともに単身の被害者が入所できる施設についても検討する必要があります。

具体的な取組

- 心理療法担当職員の配置等により、被害者や同伴児の心のケアを実施できる体制を整備します。
- 単身または妊産婦等、母子以外の被害者も入所できる施設の確保について検討します。
- 被害者及びその関係者の安全確保を図るため、被害者の相談情報、住所や居所はもとより、被害者の支援を行う施設や団体の所在地等、被害者等に係る情報の管理については細心の注意をはらうとともに、関係機関等への情報管理の徹底を求めます。

基本目標 5 関係機関等の連携

(1) 関係機関等相互の連携 -----

現状・課題

被害者が直面する問題は多岐にわたる場合も多いため、相談・保護・自立支援の各段階において、関係機関等が各々の役割を認識して、必要な支援を的確に行うことが必要です。

このためには、日頃から被害者の保護を図るために必要な情報交換や、被害者に対する支援に関する協議を行う関係機関等の法定協議会の設置等、ネットワーク機能を強化することが重要です。

具体的な取組

[1] DV被害者支援ネットワーク会議

- DV被害者支援ネットワーク会議（全体会・振興局単位の会議）を通じて関係機関等の相互の連携強化を図ります。

なお、同ネットワークには、市町村、県配偶者暴力相談支援センター、警察、県ジェンダー平等推進センター、福祉事務所、教育委員会、地方法務局、法テラス等の行政機関等や人権擁護委員連合会、弁護士会、医師会、民生委員・児童委員協議会、母子生活支援施設協議会等の民間団体、被害者支援団体、地方裁判所等が地域の実情に応じて参加します。

[2] 和歌山県人権相談ネットワーク協議会

- DVを含む人権相談に対して、適切に対応できるよう関係機関等の連携を図ります。

(2) 民間団体等との連携 -----

現状・課題

民間団体や被害者支援団体の中には、相談や保護等の支援についてノウハウや経験が豊富にある場合があります。行政だけで被害者の支援を行うには限界があり、このような民間団体等と連携することで、よりきめ細かな支援の実施が期待されます。

具体的な取組

- 民間団体等との連携を図りながら、より効果的に啓発活動や自立支援等を実施します。